ている金融商品取引業者等の営業所の長を経由し、その者の住所地（国内に住所を有しない者にあつては、法第三十七条の十一の三第四項に規定する財務省令で定める場所。第二十一項及び第二十三項において同じ。）の所轄税務署長に対し、当該特別口座以外の口座（特定口座を除く。第二十三項において「一般口座」という。）において当該割当株式と同一銘柄の株式を現に有しておらず、かつ、有していたことがない旨その他の財務省令で定める事項の記載がある申出書に当該割当株式に係る割当株式数証明書を添付して提出した場合における当該特定口座に限る。）への移管により受け入れるもの

第二十五条の十の二第十六項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十七項中「、財務省令で定める書類」を「当該相続上場株式等が贈与により取得したものである旨を証する書類として財務省令で定める書類を添付しなければならないものとし、当該相続上場株式等が特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされていたものであるときは、その提出をする相続上場株式等移管依頼書に同号の贈与をした者、相続に係る被相続人又は遺贈に係る包括遺贈者の当該相続上場株式等の取得の日及びその取得に要した金額を証する書類その他の財務省令で定める書類」に改め、同条第十八項中「第十五項第三号の」を「第十五項第三号又は第四号の」に、「第十六項後段に」を「第十六項後段又は第十七項において準用する前項後段に」に改め、同条第二十二項を同条第二十六項とし、同条第二十一項を同条第二十五項とし、同条第二十項中「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十九項の次に次の四項を加える。

20　第十五項第二十二号に規定する申出書（以下この項から第二十二項までにおいて「申出書」という。）を受理した金融商品取引業者等の営業所の長は、その申出書を提出した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該金融商品取引業者等の営業所及び当該金融商品取引業者等の他の営業所に現に開設し、又は開設していた特定口座以外の口座に、当該申出書に係る割当株式の特定口座への受入れの際、当該割当株式と同一銘柄の株式を有していないこと及び当該受入れの日前において当該株式を有していたことがないことを確認しなければならないものとする。

21　前項の金融商品取引業者等の営業所の長は、同項の申出書に係る割当株式を特定口座に受け入れたときは、その受け入れた日の属する月の翌月末日までに、次に掲げる書類を、当該申出書を提出した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならないものとする。

一　当該申出書及び当該申出書に添付された割当株式数証明書

二　当該金融商品取引業者等の営業所の長が作成した当該受入れ年月日、前項の確認をした旨その他の財務省令で定める事項を記載した書類

22　前項の申出書が同項に規定する税務署長に提出された場合には、第二十項の金融商品取引業者等の営業所の長においてその受理がされた日にその提出があつたものとみなす。

23　第十五項第二十二号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、一般口座（当該割当株式を受け入れた特定口座を開設されている金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等の営業所に開設されたものに限る。）において、当該受入れの日前に当該割当株式と同一銘柄の株式を有していたことにより、当該割当株式を受け入れた特定口座において処理された当該割当株式と同一銘柄の株式の上場株式等の譲渡をした場合における当該譲渡による所得の金額の計算上総収入金額から控除すべき売上原価又は取得費の額の計算の基礎となる当該割当株式の取得価額がその受け入れた割当株式の取得価額と異なる場合には、次に定めるところによる。

一　当該特定口座を開設されている金融商品取引業者等の営業所の長は、その異なることを知つた場合には、速やかに、その知つた旨その他財務省令で定める事項を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の住所地の所轄税務署長に通知しなければならないものとする。

二　前号の所轄税務署長がその異なることについて同号の金融商品取引業者等の営業所の長の責めに帰すべき理由があると認める場合を除き、同号の特定口座において法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額又は同条第三項に規定する満たない部分の金額として計算された金額は、当該割当株式を当該特定口座に受け入れた取得価額を基礎として計算されたものとみなす。

三　その異なることにより所得税の負担を減少させる結果となるときは、前号に規定する場合を除き、当該割当株式を受け入れた特定口座に係る法第三十七条の十一の五第一項各号に掲げる金額については、同条の規定は、適用しない。

第二十五条の十の五第一項中「住所又は」を「住所及び」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同項各号中「第二十五条の十の九第四項」を「第二十五条の十の九第五項」に改め、同条第三項第二号中「株式無償割当て」の下に「又は新株予約権無償割当て」を加える。

第二十五条の十の七第四項中「第二十五条の十の九第四項」を「第二十五条の十の九第五項」に改める。

第二十五条の十の九第二項中「又は第十二項」を「、第十二項又は第二十三項第一号」に改め、同条第三項中「次項」を「第五項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　金融商品取引業者等の営業所の長は、第二十五条の十の二第二十項の確認をした場合又は同条第二十一項各号に掲げる書類の提出をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該確認又は提出に係る割当株式の受入れをした特定口座に係る第一項の帳簿に、当該確認又は提出をした事実を明らかにしなければならない。

第二十五条の十の九に次の一項を加える。

6　金融商品取引業者等の営業所の長は、第二十五条の十の二第十五項第二十二号に規定する申出書を受理した場合には、財務省令で定めるところにより、当該申出書及び当該申出書に添付された割当株式数証明書の写しを作成し、当該写しを保存しなければならない。

第二十五条の十の十中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項を第七項とし、第十項を第八項とする。

第二十五条の十の十二中「及び第百二十一条第一項」を「並びに第百二十一条第一項及び第三項」に改め、同条に次の一号を加える。

三　所得税法第百二十一条第三項の規定の適用については、同項中「合計額（租税特別措置法第三十七条の十一の五第一項（確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得）の規定の適用を受ける同項各号に掲げる金額を除く。）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

第二十五条の十一の二第十七項及び第十八項並びに第二十五条の十二の二第二十項中「第百五十五条」の下に「、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ(2)」を加える。

第二十五条の十三第六項中「の規定」を「又は第二十九条の三第一項本文の規定」に、「同項」を「法第二十九条の二第一項」に、「に係る」を「又は法第二十九条の三第一項に規定する特定外国新株予約権に係る」に改め、同条第九項第二号中「株式無償割当て」の下に「又は新株予約権無償割当て」を加え、同項第八号中「第八十四条第四号に掲げる」を「第八十四条の規定の適用がある」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する二以上の非課税口座（当該二以上の非課税口座が同一の金融商品取引業者等が設けた営業所に開設されている場合の当該二以上の非課税口座に限る。以下この号において同じ。）に係る同一銘柄の非課税口座内上場株式等について生じた前各号に規定する事由により取得する当該各号に規定する上場株式等（当該各号の規定により非課税口座に受け入れることができるものを除く。）で、当該二以上の非課税口座のうち最も新しい年に設定された非課税口座への受入れを、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの